USPTO、AIA 特許レビューにおけるクレーム解釈基準の改訂規則を公表

2018 年 11 月 12 日 JETRO NY 知的財産部 柳澤、笠原

米国特許商標庁(USPTO)は、5 月 9 日付でパブリックコメントの募集を行った America Invents Act (AIA) 特許レビュー手続におけるクレーム解釈基準の規則 改訂案 1 について、10 月 10 日付官報 2 で最終版を公表した。新規則は 2018 年 11 月 13 日から施行される。

これまでUSPTOは、AIA特許レビューにおける審理の際には、明細書に照らして最も広い合理的解釈(Broadest Reasonable Interpretation (BRI))という基準 ³を用いてクレーム文言の解釈を行ってきた。

今回の規則改訂によって、AIA 特許レビュー手続におけるクレーム解釈基準は、現行の BRI 基準から、連邦地方裁判所や国際貿易委員会(ITC)での手続においてクレーム解釈を行う際に用いられている Phillips 基準⁴、すなわち「当業者が理解するクレームの通常的かつ慣用的な意味、及び審査経過」に基づいてクレームを解釈する基準に変更されることとなる。

(以上)

¹ 2018 年 5 月 20 日付 IP ニュース「USPTO、AIA 特許レビュー手続のクレーム解釈基準に関する規則 改訂案を公表」参照 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2018/20180520-1.pdf

² https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2018-10-11/pdf/2018-22006.pdf

³ 37 CFR 42.100(b), 42.200(b), 42.300(b)

⁴ Phillips v. AWH Corp 事件 CAFC 大法廷判決で示された基準 (Phillips v. AWH Corp., 415 F.3d 1303 (Fed. Cir. 2005) (en banc))